



小問2-(1) (関連:重複起訴(条文はあえて記載しない))

XさんがYさんを相手に同じ債権〔α債権〕を根拠に、那覇地裁にも、横浜地裁にも、札幌地裁にも、同一の訴えを提起した。あなたはこれをどう思うか?

これらの訴えは、

・許されないだろうか? 許されないとしたらその理由はなぜか?

・許されるだろうか? 許されるとしたらその理由はなぜか?

<考えるヒント♪>

サッカーの国際公式試合でI国代表チームのFWが、G国の守備側のペナルティーエリア内で、G国DFと競り合っている最中に倒れた、又は倒された。

なぜかこの試合にはFIFA(国際サッカー連盟)の手違いで、主審が3人も招かれており、一人はDFのファウルとしてPKを、一人はDFにはファウルはないと、もう一人はFWのシュミレーション(わざと倒れること)として当該FWにこの試合2枚目のイエローカードを、と3人それぞれが違うジャッジを下した。

さてこの後、どのような事態が勃発するだろうか?<sup>89</sup>

小問2-(2) (関連:法114条2項)

Xが、貸金返還請求権〔α債権〕に基づき訴額100万円の訴えを提起し裁判が始まった(訴訟係属)。その後、YさんはXに車を売却した代金50万円〔β債権〕を支払え、という別の訴えを「別の裁判所」に提起してきた。

XさんはYさんに100万円の債権〔α債権〕を有しているので相殺したいと考え、Yの請求に対し相殺の抗弁を提出した。

・この「相殺」の抗弁は認められるだろうか? 認められるとしたらその理由は?

・この「相殺」の抗弁は認められないだろうか? 認められないとしたらその理由は?

<チョット背伸び♪>

興味がある人は、最判H3.12.17(民集45-9-1435、〔百選45])及び同判決の河野信夫調査官解説にもあたってみよう!

以上

おしまじな 君と民とのためならば 身は武蔵野の露と消ゆとも

おまけ①:裁判官の法服はなぜ「黒」色なのか? ウェディングドレスが「白」色なのと比較してあなたの考えを述べよ。また「赤」色のウェディングドレスを着る花嫁をあなたはどう思うか?自由で述べよ。<sup>10</sup>

<sup>8</sup> 余談1 その昔、W杯の予選の結果をめぐってE共和国とH共和国が本当の戦争に突入した。有名なロックバンドが解散した年の話である。

<sup>9</sup> 余談2 その昔、F共和国とQ国の試合中、F国のゴールに対してQ国の王子が抗議、ピッチに降りてきたことがあった。あなたがこの試合の主審だったらどうしたか。ちなみにこの試合の主審は…調べてみよう。フォークランド戦争が起こった年の話である。

<sup>10</sup> この記述に批難をしたければ自由にして頂いてかまわないし、するべきである (cf憲法24条)。